

三重県社会的養育推進計画の過年度実績について

1 代替養育が必要な子ども数の現状と見込み

(人)

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6(見込)	R11(見込)
代替養育が必要な子ども数	590	593	540	512	505	496	595	600
3歳未満	63	60	41	38	39	37	64	64
3歳以上就学前	85	87	83	89	80	73	86	87
学童期以降	442	446	416	385	386	386	445	449

* 令和元年度実績は令和元年12月1日時点。他は各年度3月31日時点。

子ども数は、乳児院、児童養護施設、里親、ファミリーホーム、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホームへの措置等数の合計。

2 施設、里親、ファミリーホーム委託児童数

(人)

施設等種別	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
児童養護施設	374	362	358	343	327	333	335	305	302	294
乳児院	36	36	32	31	32	35	31	32	32	32
里親	84	98	105	118	122	129	127	133	125	120
ファミリーホーム	9	8	11	16	23	24	21	19	19	18
要保護児童数合計	503	504	506	508	504	521	514	489	478	464

* 各年度の実績は3月31日時点。

3 里親等への委託の推進に向けた取組

【指標】里親等委託率(3歳未満、3歳以上就学前、学童期以降及び全年齢)

(%)

年齢区分	H30	R1	R2(目標)	R3	R4	R5	R6目標	R11目標
3歳未満	36.5	28.3	22.0(41.3)	26.3	35.9	35.1	48.4	60.0
3歳以上就学前	43.5	38.3	38.6(41.2)	37.1	32.5	35.6	48.8	60.0
学童期以降	24.7	27.6	27.4(26.0)	30.1	28.9	28.0	32.3	40.0
全年齢	28.8	29.4	28.8(30.1)	31.1	30.1	29.7	36.7	45.0

(令和5年度の取組)

- ・北勢児童相談所管内、中勢児童相談所(鈴鹿児童相談所)管内、伊賀児童相談所管及び南勢志摩児童相談所管内に民間フォスターリング機関を設置し、社会福祉法人に運営委託を行いました。未設置地域においては児童相談センターや各児童相談所が引き続き里親支援を行いました。

①里親制度等の普及啓発や里親リクルート等

- ・里親シンポジウムを開催や講演会、市町と連携して説明会を実施しました。
- ・県政だより等の広報誌への里親に関する記事の掲載や出前講座の実施、イベント等でのブース出展を行いました。

②里親への研修・トレーニング

- ・里親登録前研修や里親スキルアップ研修の開催、個別の支援計画の作成等を行いました。

③里親訪問等支援

- ・三重県里親会やフォスタリング機関を中心に、里親交流会を実施しました。
- ・登録中の全里親に対し、児童の受託可否や家庭状況等の調査を行いました。

4 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

【指標】養子縁組里親新規登録累計数

(組)

	H30	R1	R2(目標)	R3	R4	R5	R6 目標	R11 目標
里親登録	43	51	63 (50)	70	77	91	64	92

(令和5年度の取組)

- ・令和5年度に児童相談所がかかわった事例で特別養子縁組が成立した件数は2件でした。(令和4年度は3件)

5 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

【指標】児童養護施設・乳児院の多機能化等の事業数

(か所)

	H30	R1	R2(目標)	R3	R4	R5	R6 目標	R11 目標
事業数	8	8	12 (11)	13	13	14	18	20

(令和5年度の取組)

- ・里親支援体制の機能の充実のため、里親支援センターへの移行に向けた検討を進めています。

6 当事者である子どもの権利擁護の取組 (意見聴取・アドボカシー)

【指標】乳児院・児童養護施設・里親・ファミリーホームで子どもの権利擁護の研修を受けている職員等の割合

(%)

	R1	R2(目標)	R3	R4	R5	R6 目標	R11 目標
受講率	6	49 (20 以上)	62	69	80.6	70 以上	90 以上

(令和5年度の取組)

- ・子どもの権利擁護を推進するため、コーディネーターを中心として、児童相談所や児童養護施設等の職員や里親向けのアドボカシー研修を実施しました。
- ・里親委託児童を対象とした、子どもの権利ノートを作成・配布しました。
- ・一時保護所にアドボケイト(意見表明等支援員)を派遣し、子どもが意見表明できる体制整備に取り組みました。

7 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

【指標】退所3年後の就労状況

(%)

	H30	R1	R2(目標)	R3	R4	R5	R6 目標	R11 目標
就労率	60.7	—	56 (63)	63	65	74	70	80

(令和5年度の取組)

- ・三重県社会的養護自立支援事業(居住・生活支援)により、措置解除された者の将来的な自立に結びつけるため支援を行うとともに、施設退所児が就職等に際して、施設長等が身元保証人になった場合の損害保険料を補助しました。

- ・令和4年度から自立支援コーディネーターを設置し、退所後の就労や生活を支援し、施設退所前から退所後まで切れ目のない支援体制を整備しました。
- ※ 令和6年度からは児童自立生活援助事業へと支援内容が拡充

8 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組

【指標】 児童虐待の早期対応力強化に取り組む市町数 (市町)

	H30	R1	R2(目標)	R3	R4	R5	R6 目標	R11 目標
市町数	15	—	26 (20)	27	27	27	29	29

(令和5年度の取組)

- ・こども家庭センターの設置を見据えた子ども家庭総合支援拠点の早期設置に向けて助言を行うため、アドバイザーを含めて協議を実施し、これまで27市町に設置されました。また、こども家庭センター開設準備研修を含めた市町職員に対する各種研修等の充実を図りました。(令和5年度2市町、令和6年度13市町)
- ・市町要対協の運営強化のため、アドバイザーを派遣(14市町・16回)し、また、児童相談の進行管理等を助言するスーパーバイザー(4市町・10回)を派遣するなど対応力の向上を図りました。

9 一時保護改革に向けた取組

【指標】 一時保護専用施設の整備数 (か所)

	H30	R1	R2(目標)	R3	R4	R5	R6 目標	R11 目標
施設数	3	3	4 (4)	4	4	4	7	8

(令和5年度の取組)

- ・令和5年度は、熊野市内に一時保護専用施設「オレンジ」(定員4名)の整備を行いました。(令和6年4月1日開所)
- ・その他、計画上は8か所の一時保護専用施設の整備となっていますが、実際には、人材確保の面で整備が進まない状態です。

10 児童相談所の強化等に向けた取組

【指標】 児童福祉司1人あたりの児童虐待相談対応件数 (件)

	H30	R1	R2(目標)	R3	R4	R5	R6 目標	R11 目標
件数	49	—	37 (48)	33	34	28	45	40

(令和5年度の取組)

- ・国の「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に示されている児童福祉司の配置目標の達成に向けて、定数を確保し必要な人員の採用を行いました。
- ・参考：虐待対応件数
令和3年度：2,147件、令和4年度：2,408件、令和5年度：2162件

【参考】令和6年3月31日現在年齢別措置入所等数

(人)

施設等種別	合 計	3 歳未満	3 歳以上就学前	学童期以降
乳児院	32	22	10	0
児童養護施設	294	2	37	255
里親	120	12	26	82
ファミリーホーム	18	1	0	17
児童心理治療施設	12	0	0	12
児童自立支援施設	14	0	0	14
自立援助ホーム	6	0	0	6
合計（人）	496	37	73	386

* 自立援助ホームは措置ではなく、入居決定。

* 措置入所等数には三重県による措置等のみで県外措置等は含まない。